

4 法令遵守及び不適格業者への対応

4_1 建設業許可に関する注意事項

(1) 建設業許可とは

建設業の許可は業種ごと（全29業種）に受ける必要があります。許可の有効期間は5年間です。ただし、軽微な工事のみを請け負う場合は、許可を受ける必要はありません（法第3条）。

◆「軽微な工事」とは

工事1件の請負代金の額が、

- ① 建築一式工事で1,500万円に満たない工事又は延べ面積が150㎡に満たない木造住宅工事
- ② 建築一式工事以外の工事で、500万円に満たない工事をいいます。

※ここでいう「請負代金の額」とは、

- ① 2以上の契約に分割して請け負うときは、各契約の合計額
- ② 注文者が材料を提供する場合は、その材料費を含む額
- ③ 単価契約とする場合は、1件の工事の全体の額
- ④ 消費税及び地方消費税を含む額ですので注意が必要です。

(2) 無許可業者への下請工事の発注等

建設業者が、受注した工事の一部を下請に出す場合、この下請工事が「軽微な工事」でないときは、契約締結の時点で当該工事に係る許可を受けていない者に対して下請に出すことはできません。

たとえば、工事1件の請負代金の額が700万円の大工工事を下請に出す場合は、軽微な工事ではありませんので、大工工事業の許可を受けた者に対してのみ下請に出すことができます。

※下請工事の業種と下請に出す業者が有している許可の業種は一致しなければなりませんので、下請に出す業者が有している許可の業種を書類等で確実に確認して下さい。

また、その反対に、許可を受けないで建設業を営む者から、軽微な工事の範囲を超えて建設業者が下請負することもできません。

★許可が必要な建設工事について、建設業者が許可を持っていない業者と下請契約を締結した場合は、監督処分の対象となります！（法第28条第1項第6号）

(3) 暴力団関係者への下請工事等の発注

平成23年8月1日に「宮崎県暴力団排除条例」が施行されました。

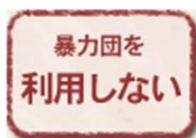
同条例第6条の規定により、県は暴力団関係者に工事を受注させないよう措置を講じる必要があります。

建設業者については、下記の事項に該当する場合には、監督処分、入札参加資格停止処分の対象となります。

- ・代表者、役員等が暴力団員と知りながら、その者を雇用し、又は使用した。
- ・代表者、役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用した。
- ・代表者、役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与した。
- ・代表者、役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ・暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と知りながら、その者と下請契約や資材の購入契約を締結した。
- ・暴力団関係者と締結した契約について、暴力団関係者排除に関する県の指示に従わなかった。
- ・暴力団関係者による不当介入があったにもかかわらず、発注者に報告せず、警察にも届け出なかった。

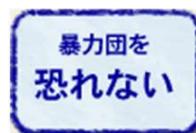
第6条 県は、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 県が実施する入札に暴力団関係者を参加させないための必要な措置
- (2) 県と契約を締結した者に暴力団関係者と下請契約を締結させないための必要な措置
- (3) 前2号に掲げるもののほか、暴力団を利することとならないようにするために必要な措置



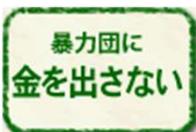
全てを「金づるにする」それが暴力団の姿勢です！

1. 暴力団を利用したつもりが、逆に骨の髄まで搾り取られます。
2. 暴力団は、タダでは動かず、法外な金を要求されます。
3. 暴力団は、相手が弱い、甘いと見ると、トコトン食らい付き離れません。



恐れることは暴力団を助長させてしまいます！

1. 暴力団は怖いものではありません。
皆で話し合い、団結して対応しましょう。
2. 暴力団を恐れず「存在を許さない」と皆で対決姿勢をもつことです。



金が「腐れ縁の元」、暴力団を支援・容認することになる！

1. 暴力団に金を出すことは、結果的には暴力団を認め、資金獲得の手助けをすることになります。
2. 暴力団は、一度味をしめると、何回も金を要求し続けて搾り取ります。
3. 暴力団は、自ら遊びや組の活動資金を、常にかぎ回っている、「金」のための集団です。

＋(プラス)暴力団と「交際しない」

宮崎県暴力追放センターHPから作成

(4) 許可票の掲示義務

建設業許可業者は、その店舗及び建設工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所等に、次に示す標識を掲げる必要があります。ただし、建設工事の現場については、下請業者は掲示不要です。元請業者は、自身の許可票とその現場の施工体系図を掲示することが必要です(法第40条)。 ★施工体系図は下請負人に関する事項が追加されました

【建設業許可業者が標識を店舗に掲げる場合】

すべての建設業許可業者

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
一般建設業又は特定建設業の別	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日
		国土交通大臣 知事許可()第 号	
この店舗で営業している建設業			

35 cm 以上

40cm以上

【建設業許可業者が標識を建設工事の現場に掲げる場合】

元請業者のみ

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
主任技術者の氏名	専任の有無		
資格名	資格者証 交付番号		
一般建設業又は特定建設業の別			
許可を受けた建設業			
許可番号	国土交通大臣 知事許可()第		号
許可年月日			

25 cm 以上

35cm以上

(5) 施工体制台帳の作成

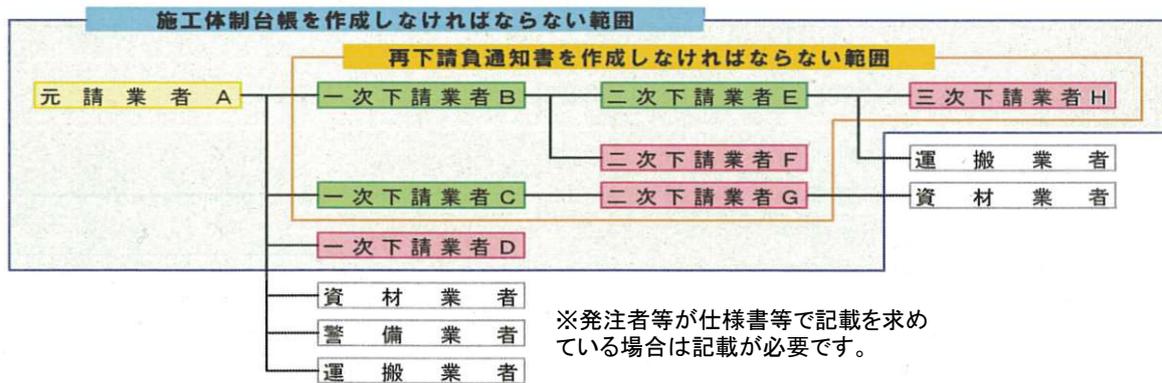
※180～184ページも参照

ア 施工体制台帳及び施工体系図は、発注者から直接請け負った建設業者が、建設工事の下請契約の請負代金の総額が5,000万円(ただし、建築一式工事は8,000万円)以上となった場合には、必ず作成しなければなりません。

なお、公共工事については、下請契約をするときには、その金額にかかわらず施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出しなければなりません。ただし、システム等(CCUC等)で直接発注者が施工体制台帳を参照できる場合には、提出が免除されます。

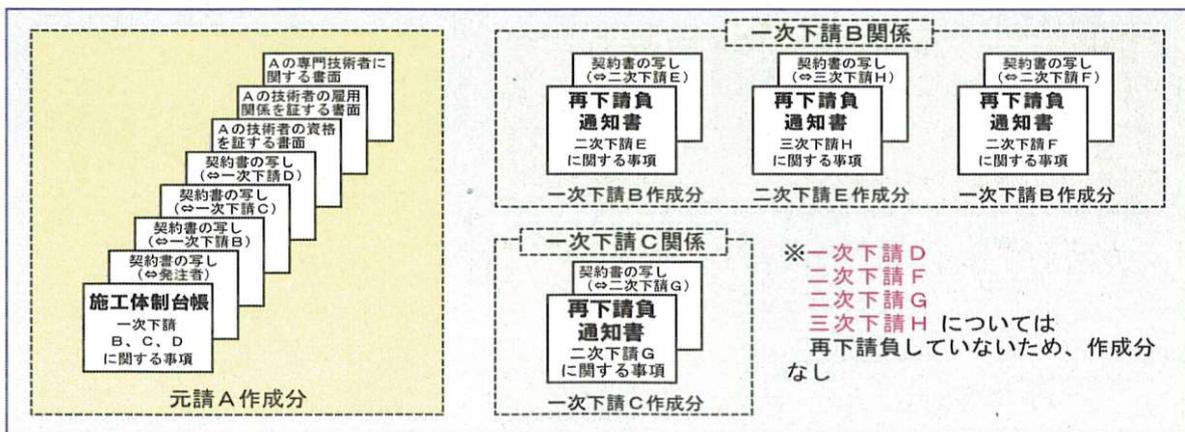
イ 元請業者でなくても、自ら下請業者と建設工事の請負契約をした場合は、再下請負通知書を作成・提出しなければなりません(下図B、C、E)。施工体制台帳は、所定の記載事項と添付書類から成り立っていますので、「元請業者と一次下請業者の記載事項と添付書類」と「再下請通知の記載事項と添付書類」を併せた全体で、施工体制台帳となります。

図1 施工体制台帳の作成範囲



※発注者等が仕様書等で記載を求めている場合は記載が必要です。

図2 施工体制台帳の構成



※詳しくは、国土交通省ホームページをご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000191.html

国土交通省 施工体制台帳

検索

★規則改正あり(R4.3.31施行)

工事現場における書面での揭示義務の緩和(建設業法施行規則第14条の3関係)

施工体制台帳を作成する元請の建設業者は、下請負人に対し、必要事項を書面により通知し、これらの事項を記載した書面を当該建設工事の現場の見やすい場所に掲示しなければならないこととされています。

掲示については、同内容を記録した電磁的記録を当該工事現場の見やすい場所に備え置く出力装置の映像面に表示する方法により、当該下請負人の閲覧に供することができることとし、書面による掲示に限らず、デジタルサイネージを含むICT機器を活用し、画面上に表示することができます。

4_2 契約締結時及び元請・下請間における注意事項

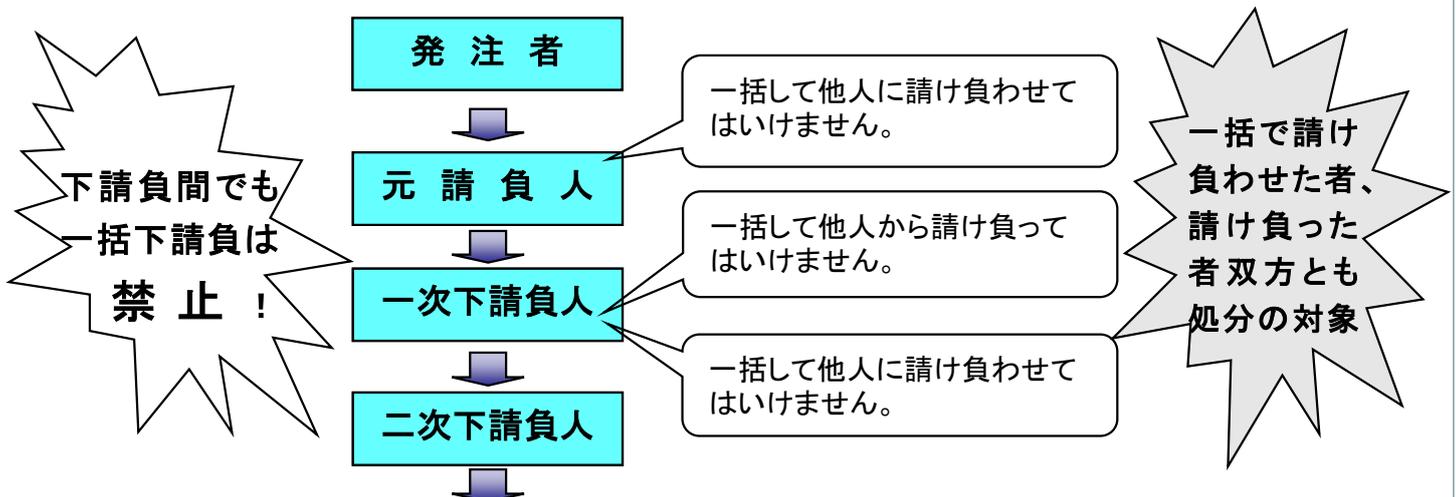
(1) 一括下請負の禁止

公共性の高い工事においては、一括下請負が禁止されています(建設業法第22条)。

一括下請負とは、

- ① 請け負った建設工事の全部又はその主たる部分を一括して他人に請け負わせる場合
- ② 請け負った建設工事の一部であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他人に請け負わせる場合

このような場合で、元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与していると認められないものを指します。



【参考:「実質的な関与」の判断基準】

◆ 自社の技術者が下請工事の

- ① 施工計画の作成
 - ② 工程管理
 - ③ 出来形・品質管理
 - ④ 完成検査
 - ⑤ 安全管理
 - ⑥ 下請業者への指導監督
- 等について、「主体的な役割」を現場で果たしていること。

◆ 発注者から直接請け負った者については、①～⑥に加え、

- ⑦ 発注者との協議
 - ⑧ 住民への説明
 - ⑨ 官公庁への届出
 - ⑩ 近隣工事との調整
- 等について、「主体的な役割」を現場で果たしていること。

(2)見積期間

建設工事の注文者は、契約を締結する以前に、契約内容を具体的に提示し、建設業者が当該工事の見積りをするために必要な一定期間を設けることが義務づけられています（法第20条第4項）。

◆見積りに必要となる期間（施行令第6条第1項）

- ① 工事1件の予定価格が500万円未満の工事…1日以上
- ② 工事1件の予定価格が500万円以上5,000万円未満の工事…10日以上
- ③ 工事1件の予定価格が5,000万円以上…15日以上

(3)工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の提供

- ① 注文者は、地盤の沈下その他の工期または請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあるときは、請負契約を締結するまでに、建設業者に対してその旨及び当該事象の状況の把握のために必要な情報を提供しなければなりません（法第20条の2第1項）。

◆国土交通省令で定める事象（規則第13条の14第1項）

- ア 地盤の沈下、地下埋設物による土壌の汚染その他の地中の状態に起因する事象
- イ 騒音、振動その他の周辺の環境に配慮が必要な事象

- ② 受注者である建設業者は、その請け負う建設工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、注文者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければなりません。（法第20条の2第2項）

◆国土交通省令で定める事象（規則第13条の14第2項）

- ア 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰
- イ 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰

(4)工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を見積り

建設業者は、工事内容に応じて、工事の種別ごとの材料費、労務費その他の経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにして、見積りを行うよう努めなければなりません（法第20条第1項）。

(5) 書面による契約締結

建設工事の契約の当事者は、工事内容、請負代金の額などの重要な事項を契約書に記載し、**着工前に相互に交付することが義務づけられています**（法第19条第1項）。契約内容を変更する場合も同様です（同条第2項）。

口頭契約では後日、トラブルが発生しやすく、万が一紛争となった場合にも事実を証明できず、当事者が大きな損害を被る危険性があります。

◆契約書に記載すべき事項(法第19条第1項)

- ① 工事内容
- ② 請負代金の額
- ③ 工事着手の時期及び工事完成の時期
- ④ 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容
- ⑤ 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
- ⑥ 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があつた場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- ⑦ 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- ⑧ **価格等の変動若しくは変更に基づく工事内容の変更又は請負代金の額の算定方法に関する定め**
- ⑨ 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
- ⑩ 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
- ⑪ 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
- ⑫ 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- ⑬ 工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
- ⑭ 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- ⑮ 契約に関する紛争の解決方法

(6) 著しく短い工期の禁止

建設工事の注文者（下請契約における注文者を含む）は、注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比べて、著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはいけません（法第19条の5）。

(7) 不当に低い請負代金の禁止等

注文者が、自己の取引上の地位を不当に利用して、通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額として契約を締結することは禁止されています（法第19条の3）。

また、元請負人が下請契約を締結する際、下請負人と十分な協議をせず又は協議に応じることなく、元請負人が一方的に決めた請負代金の額で契約を締結させる、いわゆる「指値発注」も、建設業法に違反するおそれがあります。

◆「自己の取引上の地位の不当利用」とは

取引上優越的な地位にある元請負人が、下請負人を経済的に不当に圧迫するような取引等を強いることは、「自己の取引上の地位の不当利用」に該当します。

請負契約は、当事者が「対等な立場」で「合意に基づいて」公正な契約を締結しなければなりません（法第18条）。

(8) 下請代金の支払

元請負人は注文者から出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払を受けたときは、支払の対象となった建設工事を施工した下請負人に対して、相当する下請代金を1か月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払わなければなりません。また、下請代金のうち労務費に相当する部分は、現金で支払うよう適切な配慮をする必要があります（法第24条の3）。

特定建設業者が注文者となった下請契約における下請代金の支払期日は、工事目的物の引渡しの申出の日から起算して50日以内で、かつ、できる限り短い期間内において定められなければなりません（法第24条の6）。

注：特定建設業者が特定建設業者としての義務と元請としての義務の両方の義務を負う場合、出来高払や竣工払を受けた日から1か月以内か、引渡の申出から50日以内の支払期日（支払期日の定めがなければ引渡申し出日）のいずれか早いほうが実際の支払日になります。

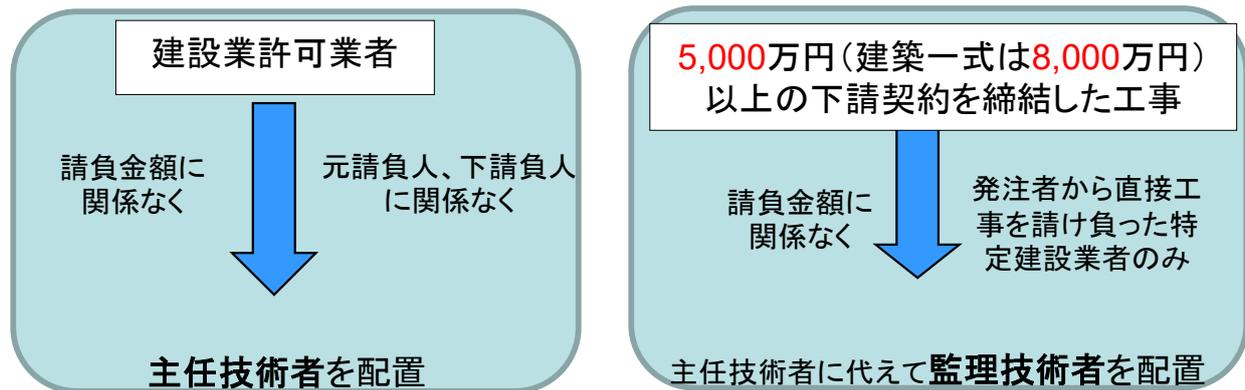
4_3 工事現場に配置すべき技術者

(1) 技術者の配置

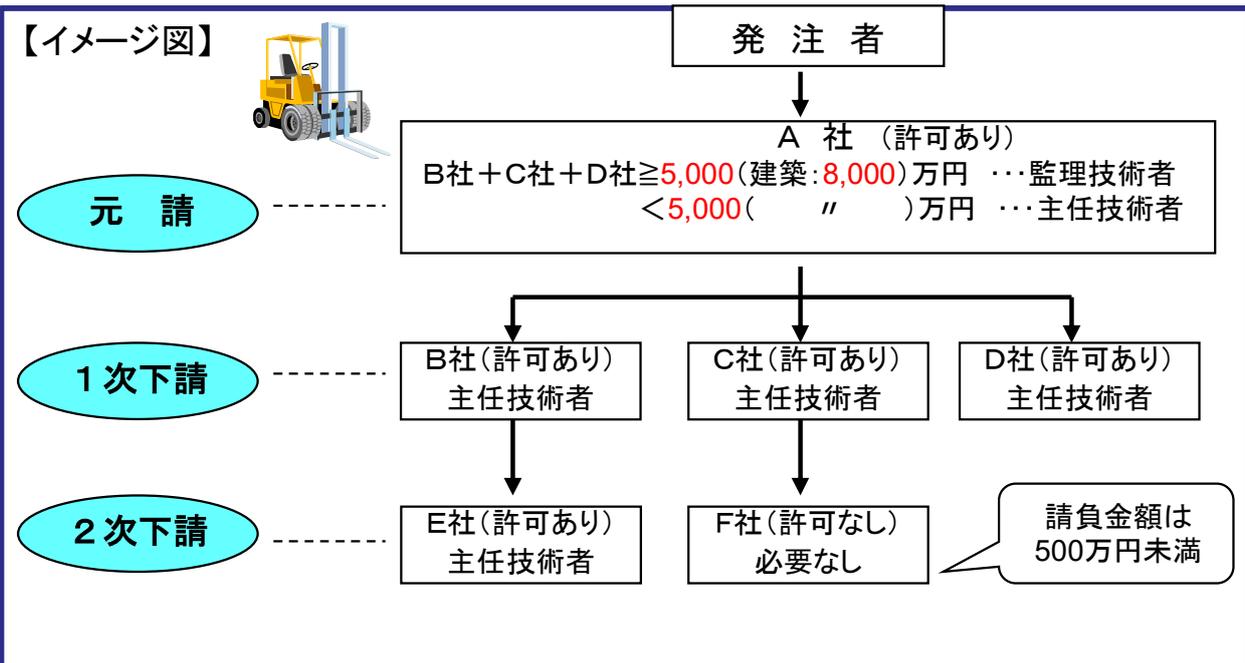
建設業許可業者は、工事の適正な施工を確保するため、工事現場に一定の資格を有する者（主任技術者又は監理技術者（監理技術者資格者証、講習修了証所有）。以下「監理技術者等」）を置いて施工技術上の管理を行う必要があります（建設業法第26条）。

◆【技術者の配置基準】

★法改正に伴い、下請負人については主任技術者の配置を省略できる場合があります（次頁参照）。



【イメージ図】



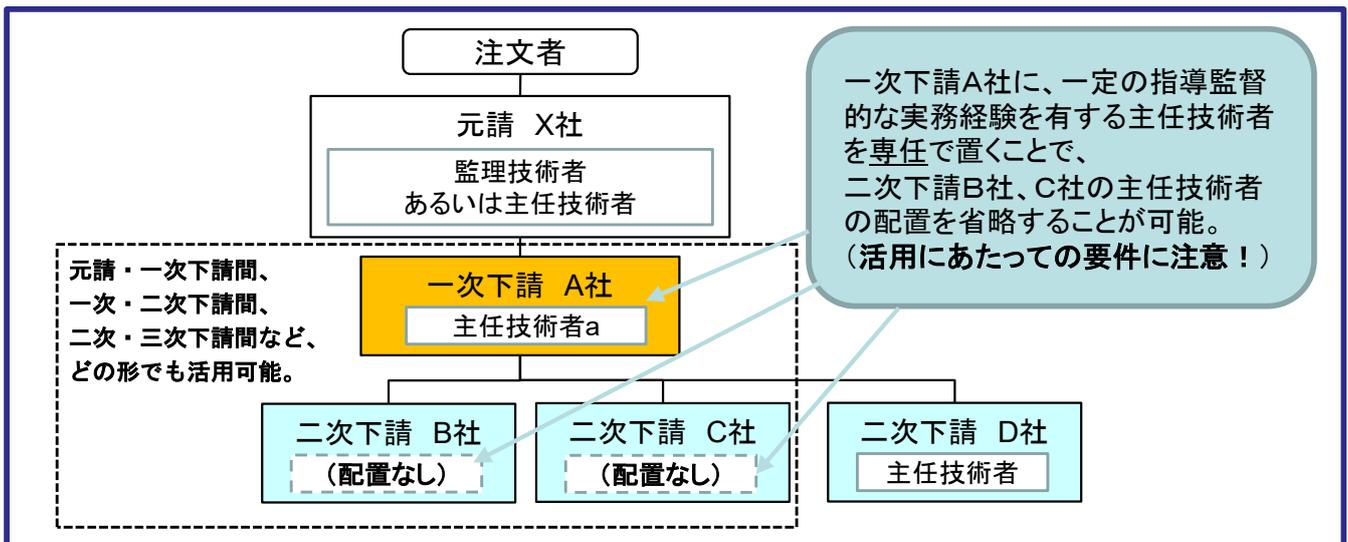
※主任技術者（監理技術者）は、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要です。（在籍出向者・派遣社員は不可）

※大幅な工事内容の変更等により、工事途中で下請契約の総額が5,000万円（建築一式の場合は8,000万円）以上となった場合には、主任技術者に代えて、監理技術者を配置しなければなりません。

（国土交通省「監理技術者制度運用マニュアル」）

(2) 特定専門工事(鉄筋工事・型枠工事)

一次下請A社及び二次下請B社、C社は、その合意により、A社が自ら工事現場に置く主任技術者aが、その行うべき技術上の施工管理と併せて、本来であればB社、C社の主任技術者が行うべき技術上の施工管理を行うこととしたときは、B社、C社は、当該工事現場に主任技術者を置くことを要しないこととなりました(法第26条の3)。



活用にあたっての要件

対象とする工事	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 下請契約の請負代金の額が4,500万円未満のもの ◆ 土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事のうち、その施工技術が画一的であり、かつ、その施工の技術上の管理の効率化を図る必要があるもの <p>→「特定専門工事」として、鉄筋工事及び型枠工事が対象となる</p>
主任技術者の要件	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 上位下請（一次下請A社）の主任技術者aが、下記の要件を満たすこと。 <ol style="list-style-type: none"> ① 当該特定専門工事と同一の種類 of 建設工事に関し、<u>1年以上の指導監督的な実務経験</u>を有すること。 ② 当該特定専門工事の工事現場に専任で置かれること。
手続き	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 工事を注文する者（一次下請A社）と工事を請け負う者（二次下請B、C社）が、必要事項を記載した書面で合意する必要がある。このとき、一次下請A社は注文者（元請X社）の書面による承諾を得る必要がある。
再下請の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 主任技術者を置かないこととした下請負人（二次下請B、C社）からの再下請負は禁止（違反した場合、監督処分の対象となる）。 <p>※特定専門工事制度を利用していない下請D社（主任技術者を置いている）は、再下請可能。</p>

(3) 監理技術者等の途中交代

建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、監理技術者等の工期途中での交代は、慎重かつ必要最小限とする必要があります。

一般的な交代の条件としては、監理技術者等の死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等の場合や受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合、工場から現地へ工事の現場が移行する場合や工事工程上技術者の交代が合理的な場合などが考えられますが、その具体的内容について書面等により受発注者間で合意する必要があります。

ただし、公共工事においては、入札の公平性の観点から、原則として元請の監理技術者等の交代が認められる基本的な条件は入札前に明示された範囲とし、同等以上の技術力を有する技術者との交代であることを条件とすべきとしています。

なお、監理技術者等の交代の時期は工程上、区切りと認められる時点とするほか、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保される措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要です。

また、監理技術者等の交代に当たっては、発注者からの求めに応じて、元請が工事現場に設置する監理技術者等の職務分担、支援体制等に関する情報を発注者に説明することが重要です。（国土交通省「監理技術者制度運用マニュアル」）

(4) 技術者の専任が必要な工事とは（専任特例1号 法第26条第3項1号）

公共性のある工事（**個人住宅を除くほとんどの工事が対象。民間工事も含む**）では、工事1件の請負金額が**4,500万円**（建築一式工事の場合は**9,000万円**）以上のものについて、工事の安全かつ適正な施工を確保するため、工事現場ごとに技術者を専任で置かなければなりません。**ただし、以下の要件を満たした場合は監理技術者又は主任技術者が専任を要する2現場の兼務が可能となります。ただし、118ページの「専任特例2号」との併用はできません。**

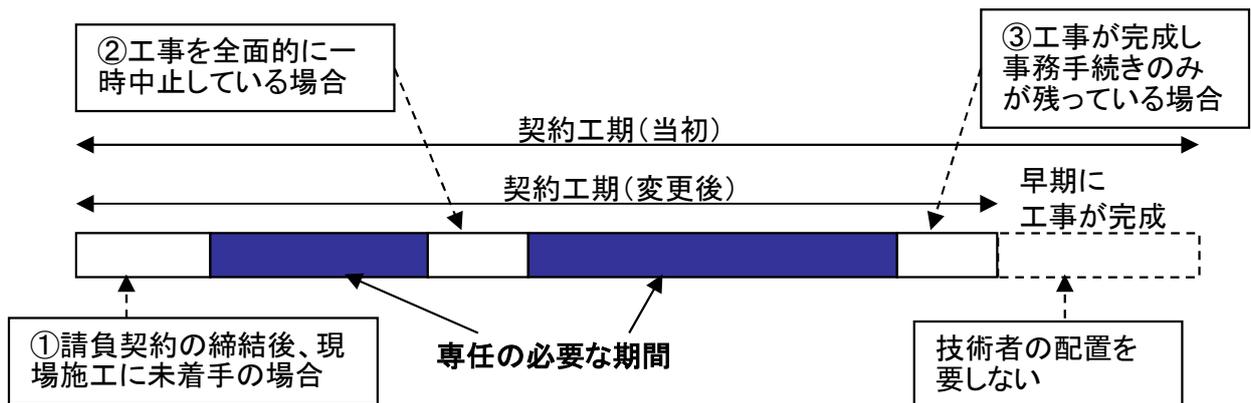
- ① 各建設工事の請負代金の額が**1億円未満**（建築一式工事は**2億円未満**）であること
- ② 建設工事の現場間の距離が、一日で巡回可能かつ移動時間が概ね**2時間以内**であること
- ③ 当該建設業者が注文者となった下請け契約から数えて、下請次数が**3次以内**であること
- ④ 監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（**連絡員**）を当該建設工事に配置していること（※土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者を配置）
- ⑤ 当該工事現場の施工体制を確認できる**情報通信技術の措置**を講じていること
- ⑥ 人員の配置を示す**計画書**の作成及び現場に据置いていること（※電磁的記録でも可）
- ⑦ 当該工事現場以外の場所から現場状況を確認するための**情報通信機器**を設置していること
- ⑧ 兼務する工事の数が**2**を超えないこと

(5) 専任で配置すべき期間とは

技術者を専任で配置すべき期間は契約工期が基本となります。

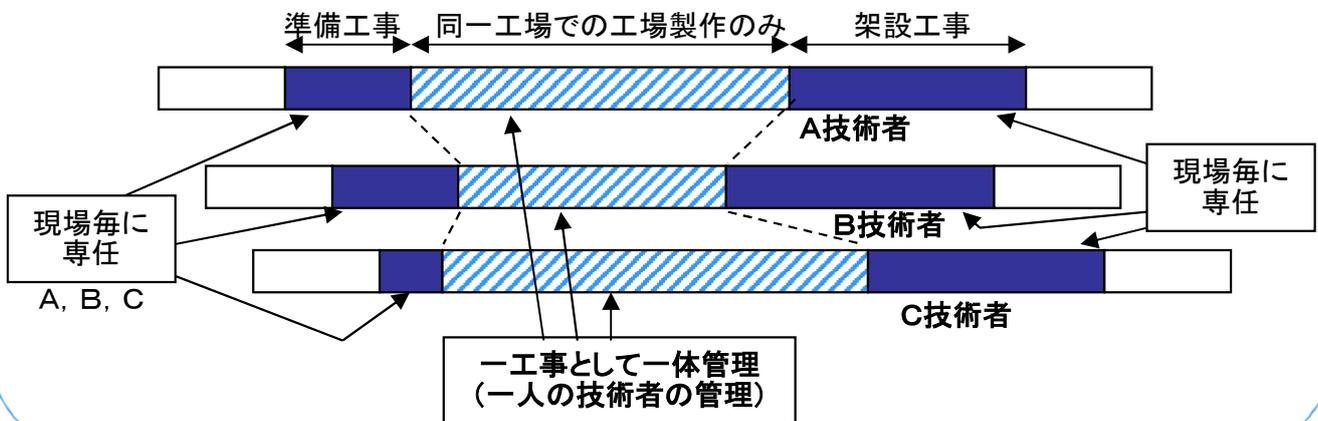
しかし、工事現場が稼働していないことが明確な期間、工場製作のみが稼働している期間は必ずしも専任を要しません。また、下請工事に出している場合、当該下請工事(再下請があるときは、当該工事を含む。)の施工期間は技術者を専任で配置する必要があります。(国土交通省「監理技術者制度運用マニュアル」)

「発注者から直接建設工事を請け負った場合」の専任期間

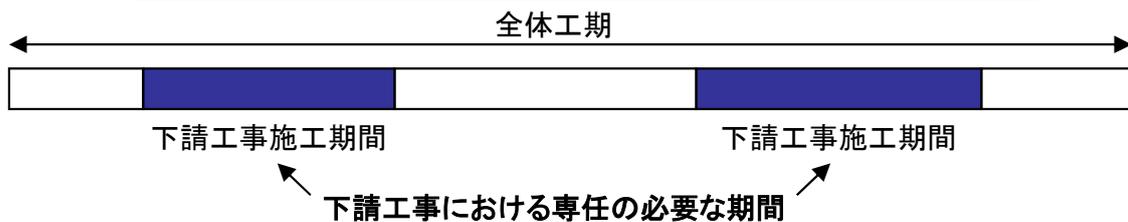


「工場製作のみが稼働している期間」に関する専任期間

○橋梁工事等に含まれる工場製作過程など



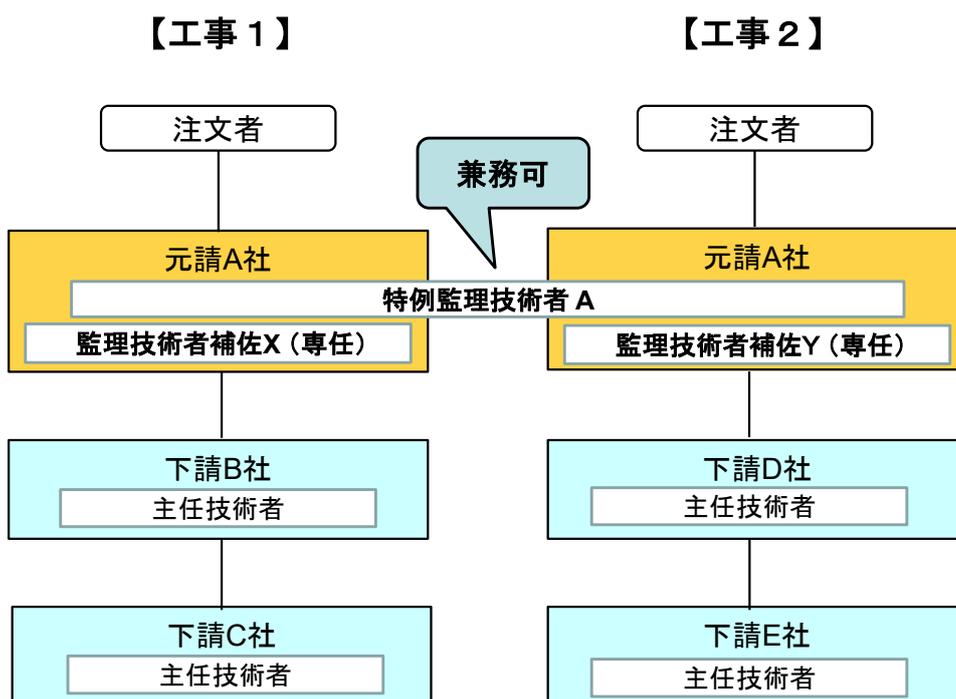
下請工事であっても主任技術者の専任が必要な期間



【注意】工事が三次下請業者まで下請されている場合で、三次下請業者が作業を行っている場合は、一次・二次下請業者は、自らが直接施工する工事がない場合であっても主任技術者は現場に専任していなければならない。

(6)特例監理技術者及び監理技術者補佐の取扱い(特例2号 法第26条第3項第2号)

監理技術者を専任で配置することが必要となる建設工事において、「監理技術者の職務を補佐する者(監理技術者補佐)」として政令で定める者を当該工事現場毎に専任で置いた場合、監理技術者は、特例監理技術者となり、2工事までの工事現場を兼務することができるようになりました。ただし、116ページの「専任特例1号」との併用はできません。



- ※政令で定める者とは(建設業法施行令第29条)
- 主任技術者の要件を満たす者のうち、監理技術者の職務に係る基礎的な知識及び能力を有すると認められる者
- ・ 技術検定(1級)の第1次検定に合格した者(=1級技士補)
 - ・ 監理技術者となる資格を有する者

(7) 営業所技術者等との関係

「**営業所技術者等**」は、請負契約の締結にあたり技術的なサポート(工法の検討、注文者への技術的な説明、見積等)を行うことがその職務ですので、所属営業所に常勤していることが原則です。

※「**営業所の専任技術者**」の名称は変更されました。

一般建設業:「**営業所技術者**」

特定建設業:「**特定営業所技術者**」

営業所技術者等

※例外的に、次の要件を全て満たしており、営業所での職務も適正に遂行できる場合には、**営業所技術者等**も主任技術者、監理技術者になることができます。

① **主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がある建設工事**

ア 所属する営業所で契約締結した工事であること

イ 兼ねる工事の現場数が1以下であること

ウ 監理技術者又は主任技術者の兼務特例（116ページ下参照）で示す①～⑦を満たしていること

② **主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がない建設工事**

ア 所属する営業所で契約締結した工事であること

イ 所属する営業所での職務が適正に遂行できる程度に近接した工事現場であること

ウ 所属する営業所と常時連絡が取れる状態であること

なお、県発注工事における現場代理人については、宮崎県工事請負契約約款において工事現場に常駐することが定められているので、**営業所技術者等**と兼務することはできません。

★「**営業所技術者等**」が所属営業所に常勤する義務に反すると監督処分等の対象となります！（法第7条第1項第2号）

4_4 処分に関すること

建設業者が建設業法や入札契約適正化法等に違反すると建設業法の監督処分の対象になります。

このほか、「県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱」に基づく入札参加資格停止を行う場合があります。

監督処分

指示処分（法第28条）

建設業法等に違反する事実があった場合、その法令違反又は不適正な事実の是正のため具体的にとるべき措置を指示するもの。

【想定される事例】

- ・営業所技術者等の専任義務違反

営業停止処分（法第28条）

指示処分に従わない場合や、是正について指示処分では十分担保できない場合等に、請負契約の締結及び入札、見積等を一年以内の期間を定めて停止するもの。

【想定される事例】

- ・虚偽申請（経営事項審査）
- ・無許可業者との「軽微な工事」を超える金額の下請工事契約締結

許可取消処分（法第29条）

監督処分事由に該当し、情状が特に重い場合又は営業停止処分に違反した場合や営業所技術者等の不在により建設業許可の要件を満たさなくなった場合などに許可を取り消すもの。

【想定される事例】

- ・許可取消要件該当（傷害罪により罰金刑を受けたもの）

入札参加資格停止（県の要綱）

県の要綱に基づき入札参加資格停止を受けた者は、入札参加資格停止期間中、県発注工事等について、入札に参加することなどができなくなります。

【過去の事例】

- ・建設業法違反
- ・正当な理由のない契約辞退
- ・暴力団関係
- ・談合、贈賄

※本県では、平成18年の官製談合事件以降、談合等の不正行為の排除、抑制のため、入札参加資格停止期間の最長期間を12か月から24か月に延長しています（*）。

* 極めて悪質な場合等は別途延長あり

4_5 立入検査の実施

県では、宮崎県建設業者立入検査実施要綱を定め、建設業法に基づく手続き等の適正化を図り、不良・不適格業者の排除をすることにより、建設業の健全な発展を図ることとしています。このため、建設業法に基づく営業所(事務所など)への立入検査を実施します。立入検査で建設業法違反等が認められた時には、事案に応じて、監督処分、入札参加資格停止等の措置を行います。

対象業者等

主な対象業者は次のとおりです。

- ① 建設業許可申請書類に疑義のある業者
- ② 経営事項審査申請書類に疑義のある業者
- ③ 入札参加資格申請書及び添付書類に疑義のある業者
- ④ 建設業法違反の疑義がある業者
- ⑤ その他調査が必要な業者



建設業法令遵守に関する説明動画について

国土交通省のYouTubeチャンネル「MILT channel」に、建設業取引を適正に行うために注意しなければならない点などについて説明した動画が掲載されています。

建設業法令遵守に関する講習会・研修会で、ぜひご活用ください。

取引適正化のための「みんなで守る！建設業の適正取引」動画(約22分)

URL: <https://youtu.be/rsq2aKnMBFE>



建設業法を遵守し、
建設業の健全な発展を図りましょう！



4_6 建設業者ホットライン

建設業の法令遵守のための情報収集窓口 「建設業者ホットライン」を設置しています

1 「建設業者ホットライン」では建設業法違反に関する建設業者の情報を受け付けます。

《建設業法違反となるおそれがある行為の例》

- 元請業者と下請業者の間の請負契約上の法令違反
(例)・原価割れ発注を強要された
 - ・下請代金から合理的理由のない経費を一方向的に差し引いている
 - ・下請負人の責任ではないのに下請負人の費用負担によるやり直し工事を強要された
- 工事の施工現場に関する法令違反
(例)・一括下請負が行われている
 - ・工事現場に**必要な技術者が設置されていない**
- 虚偽の許可申請・経営事項審査申請による法令違反
(例)・建設業許可や経営事項審査申請の際、虚偽の内容で申請している

2 だれ(どの業者)が、いつ、どこで、どのような方法で、何をしたかできるだけ具体的にご連絡ください。

- 通報される方の氏名、連絡先等も併せてご連絡ください。通報された方に不利益が生じないよう十分注意しますので、匿名での通報は避けてください。
- **通報後、法令違反の疑いがあることを証明する資料等の提出をお願いしますので、契約関係書類は大切に保管してください。**
- 通報された情報をもとに、建設業法違反の疑いがある建設業者には、必要に応じて立入検査等を実施し、違反行為があれば監督処分等により厳正に対応します。

3 通報の対象となるのは宮崎県内の建設業者(※)に関する情報です。

※ 国土交通大臣許可の建設業者を除きます。

国土交通大臣許可の建設業者に関する情報は、

国土交通省の「駆け込みホットライン」 TEL:0570-018-240 で受け付けています。

4 通報窓口

建設業者ホットライン専用電話 0985-26-7050

受付時間 午前10時から午後4時まで(土日・祝日・閉庁日を除く)

宮崎県 県土整備部 管理課 建設業担当内

4_7 消費税の適格請求書等保存方式 (インボイス制度)

令和5年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)が始まりました。元請人と免税事業者である下請負人との取引について、自己の取引上の地位を不当に利用した行為や優越した地位を濫用した行為は、建設業法や独占禁止法、下請法の規定に違反する行為として問題となるため十分ご注意ください。

(例)

- 元請負人が、自己の取引上の地位を不当に利用して、免税事業者である下請負人との合意なしに下請代金の額を一方的に減額した場合は、建設業法に違反する行為として問題となります。
- 元請負人が、下請の免税事業者に対し、課税事業者になるよう要請するにとどまらず、課税事業者にならなければ取引価格を引き下げるとか、応じなければ取引を打ち切るなどと一方的に通告することは、独占禁止法又は下請法上問題となるおそれがあります。

免税事業者との工事請負契約に係る建設業法上の考え方の一例

- 「請負金額総額110万円」で建設工事の請負契約を行った。
- 工事完了後、**インボイス発行事業者でなかったことが、請求段階で判明した**ため、下請負人が提出してきた請求書に記載された金額にかかわらず、**一方的に消費税相当額の一部又は全部を支払わない**ことにした。



>それ、建設業法違反です！



元請負人(下請契約の注文者)が、自己の取引上の地位を不当に利用して、免税事業者である下請負人に対して、一方的に消費税相当額の一部又は全部を支払わない(減額する)行為により、請負金額がその工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額となる場合には、建設業法第19条の3の「不当に低い請負代金の禁止」の規定に違反する行為として問題となります。

このほか、具体的な行為は、「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」は、公正取引委員会のホームページに掲載されています。

https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/invoice_qanda.html

インボイス制度開始後の免税事業者との取引の観点から特に注意する必要がある行為例

- ：建設業法に違反する行為
- ▲：建設業法に違反するおそれのある行為

① 見積条件の提示(建設業法第20条第4項、第20条の2)

▲不明確な工事内容の提示等、曖昧な見積条件により下請負人に見積りを行わせた場合

② 当初契約・変更契約(建設業法第19条)

■着工前に書面による契約を行わなかった場合

■追加工事又は変更工事が発生したが、書面による変更契約を行わなかった場合

③ 不当に低い請負代金(建設業法第19条の3)

▲元請負人が、自らの予算額のみを基準として、下請負人との協議を行うことなく、下請負人による見積額を大幅に下回る額で下請契約を締結した場合

④ 指値発注(建設業法第19条の3等)

▲元請負人が、下請負人から提出された見積書に記載されている法定福利費等の内容を検討することなく、一方的に差し引きするなど、一定の割合を差し引いて下請契約を締結した場合

⑤ 不当な使用資材等の購入強制(建設業法第19条の4)

▲下請契約の締結後に、元請負人が下請負人に対して、下請工事に使用する資材等を指定した結果、予定していた購入価格より高い価格で購入することとなった場合

⑥ 赤伝処理(建設業法第19条の3等)

▲元請負人が、下請負人と合意することなく、下請工事の施工に伴い副次的に発生した建設廃棄物の処理費用を下請負人に負担させ、下請代金から差し引く場合

⑦ 不利益取扱いの禁止(建設業法第24条の5)

▲下請負人が、元請負人からの支払に際し、正当な理由なく長期支払保留を受けたことを監督行政庁に通報したため、取引を停止した場合

宮崎県知事業者 建設業者ホットライン専用電話

0985-26-7050

受付時間 午前10時から午後4時まで(土日・祝日・閉庁日を除く)

宮崎県 県土整備部 管理課 建設業担当内

大臣許可業者の建設業法違反が疑われる不適切な取引に関しては、

国土交通省の「駆け込みホットライン」0570-018-240にご相談ください。

4_8 住宅瑕疵担保履行法

住宅の発注者を保護するため、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(住宅瑕疵担保履行法)」により、新築住宅の請負人(建設業者)に資力確保措置が義務づけられています。「瑕疵担保責任」とは、引き渡された住宅に瑕疵(欠陥)があった場合に、その瑕疵を補修したり、損害賠償金を支払ったりしなければならない責任のことです。

「住宅瑕疵担保履行法」に基づき、新築住宅を引き渡した事業者は、**年1回、3月31日の基準日に届出手続きを行うことが必要です。**

令和3年度の法改正により、届出は年2回⇒1回となりました。

Q 届出手続きとはどのような手続きですか

A 保険への加入や保証金の供託だけでは終わりません。

新築住宅を引き渡した建設業者または宅地建物取引業者は、資力確保措置(保険への加入または保証金の供託)の状況について、行政庁に報告することが義務づけられています。なお、1つの会社で建設業許可と宅地建物取引業免許を有している場合は、建設業・宅地建物取引業それぞれについて届出手続きが必要となります。

Q 届出手続きにはどのような準備が必要なのですか？

A 基準日後に保険法人から送られてくる保険契約締結証明書等の準備が必要です。

届出手続きには「届出書」と「引渡物件の一覧表」に加え、保険の場合は保険法人の発行する「保険契約締結証明書」、供託の場合は「供託書の写し」が必要です。届出書や引渡物件の一覧表の書式は、宮崎県のHPからダウンロードできます。(記載方法はP126をご覧ください)

Q 届出手続きはいつすればいいのですか？

A 基準日から3週間以内に届け出る必要があります。

届出手続きは毎年「4月1日から21日※」に行うことが必要です。期間内に**届出をしない場合や資力確保措置を講じていない場合は、監督処分や罰則が適用される可能性があります。**

※休日の場合は翌営業日

Q 届出手続きはどこにすればいいのですか？

A 許可・免許をうけた行政庁への届出が必要となります。

宮崎県知事の許可または免許を受けている場合は、宮崎県に届出手続きをして下さい。国土交通大臣の許可・免許を受けている場合は、九州地方整備局に届出手続きをしてください。

業者種類	届出先	届出方法	連絡先・問合せ先	提出部数
建設業者 (宮崎県知事許可)	管轄する土木事務所 又は西臼杵支庁総務課 (建設業許可の窓口)	持参	県土整備部管理課 建設業担当 (電話:0985-26-7176)	正本1部 副本1部(業者控) の合計2部
宅地建物取引業者 (宮崎県知事免許)	管轄する土木事務所 又は西臼杵支庁 (建築担当窓口)	持参	県土整備部建築住宅課 宅地審査担当 (電話:0985-24-2944)	正本1部 副本1部(業者控) の合計2部

※建設業者(国土交通大臣許可)及び宅地建物取引業者(国土交通大臣免許)の場合、届出先は九州地方整備局となります。また、令和4年3月31日基準日より、オンラインで届出を提出することができます。

詳しくは国土交通省HPIにて確認ください。<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutaku-kentiku.files/kashitanpocorner/index.html>

建設工事に従事する一人親方の皆様へ

「労災保険の特別加入」してありますか？

建設業の一人親方等のうち、不幸にも毎年80人前後の方が作業中の事故等により死亡していますが、被災者の約45%は労災保険に特別加入していませんでした。

一人親方として働いている場合、作業中や通勤途中に事故に遭ったとしても、**労災保険に特別加入していなければ、労災保険からの補償は一切行われな**いため、治療費の負担や、治療中の収入減などが生活に大きな影響をもたらします。



万が一の事故の際にも確実な補償を受けられるように、労災保険の特別加入を積極的にご検討ください。

労災保険料の求め方

年間保険料 = 給付基礎日額 × 365 × 保険料率※

※ 一人親方等（建設事業）であれば 18/1000

- ・ 給付基礎日額は、保険料の算定に使用されるとともに、休業(補償)給付などの日額単価となります。
- ・ 給付基礎日額が低い場合は、**労災保険給付額も少なくなりますので、所得水準に見合った適正な額を申請してください。**

(例) 給付基礎日額 1万円の場合の保険料と保険給付内容

【年間保険料】

10,000円 × 365日 × 18/1000 = **65,700円**

【保険給付内容】 ※治療と休業のみ必要な場合

- ・ ①療養(補償)給付については、給付基礎日額に関係なく、必要な治療が無料で受けられます。
- ・ ②休業(補償)給付については、例えば、20日間休業した場合、特別支給金と合わせて、以下の額が支給されます。
10,000円 × (0.6+0.2) × (20-3) 日 = **13万6千円**

労災保険給付の種類

特別加入者が業務災害または通勤災害により被災した場合、下の6つの保険給付とともに、対応する特別支給金が支給されます。

① 療養(補償)給付

無料で治療が受けられます。または、治療に要した費用を支給します。



② 休業(補償)給付

治療のため労働できない日が4日以上となった場合に、休業特別支給金と合算で、給料の約8割を支給します。



③ 障害(補償)給付

障害が残った場合、障害等級に応じた額の年金か一時金を支給します。



④ 遺族(補償)給付

亡くなられた場合、遺族の方に年金か一時金を支給します。



⑤ 介護(補償)給付

介護を受けている場合、その費用を支給します。



⑥ 葬祭料・葬祭給付

亡くなられた方の葬祭を行う場合に一時金を支給します。



労災保険に特別加入するためには、特別加入団体を経由して、申請手続きを行う必要があります。

まずは、最寄りの労働基準監督署までお問い合わせください。

▶ 詳しくは、厚生労働省ホームページ内のパンフレット「特別加入制度のしおり」をご覧ください。

※ 「特別加入制度のしおり 一人親方」と検索、または、右のQRコードからアクセスできます。 → → →

(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040324-6.html>)

QRコード



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

《参 考》

一人親方等としての加入要件を満たす方が特別加入する場合、一人親方等の団体を単位として特別加入することとなります。

県内各地の労働保険事務組合等で取扱いを行っていますが、組合の連絡先や加入等の相談については最寄りの労働基準監督署又は労働局にご相談ください。



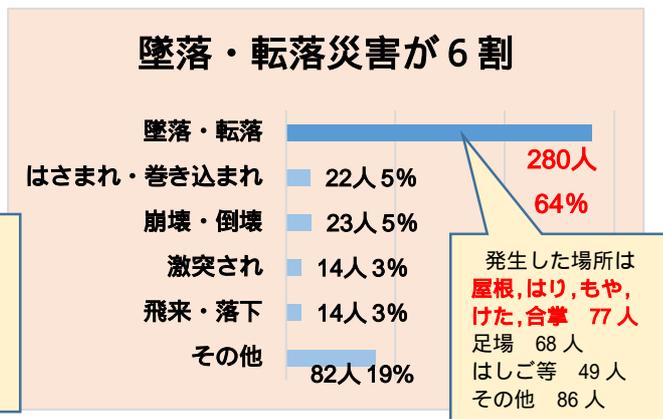
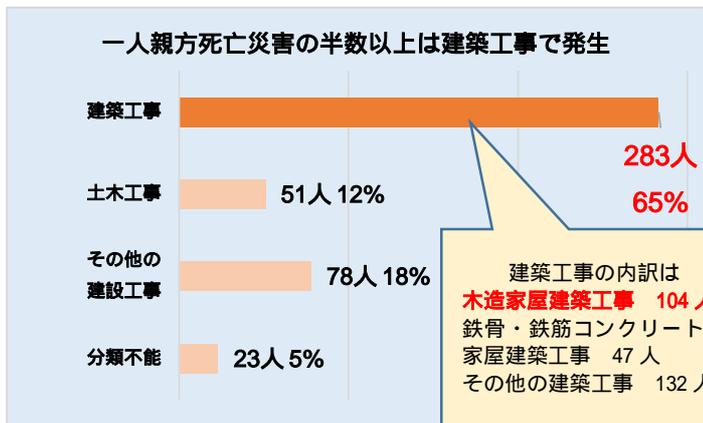
建設現場の災害をなくしましょう！

建設業における労働災害は、みなさまの積極的かつ地道な努力により長年にわたり着実に減少してきました。しかしながら、建設業における死亡災害は全産業の中で30%を超え、死傷災害は10%程度と依然として高い比率を占めています。建設現場においては、労働者の労働災害だけでなく、一人親方等の業務上の災害も非常に多く発生しています。厚生労働省では2014年から一人親方等の死亡災害の発生件数を把握して公表しています。一人親方等については、2019年から2023年の5年間で435人の方が亡くなっています。みなさま一人一人の努力で建設現場の災害をなくしましょう！

*「一人親方等」は、一人親方（労働者を使用しないで事業を行う者）に加えて中小事業主、役員、家族従事者も含まれます。



2019～2023年の5年間で435人の一人親方等が亡くなっています



2023年4月1日から 危険有害な作業※を行う事業者は以下の1、2に対して一定の保護措置が義務付けられます

- 1 作業を請け負わせる一人親方等
- 2 同じ場所で作業を行う労働者以外の人

労働安全衛生法に基づく省令改正で、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、新たに一定の措置を実施することが事業者には義務付けられます。

※ 危険有害な作業とは

労働安全衛生法第22条に関して定められている以下の11の省令で、労働者に対する健康障害防止のための保護措置の実施が義務付けられている作業（業務）が対象です。

- ・労働安全衛生規則 ・有機溶剤中毒予防規則 ・鉛中毒予防規則 ・四アルキル鉛中毒予防規則 ・特定化学物質障害予防規則
- ・高気圧作業安全衛生規則 ・電離放射線障害防止規則 ・酸素欠乏症等防止規則 ・粉じん障害防止規則 ・石棉障害予防規則
- ・東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則

法令改正の主な内容

1 作業を請け負わせる一人親方等に対する措置の義務化

作業の一部を請け負わせる場合は、請負人（一人親方、下請業者）に対しても、**以下の措置の実施が義務付けられます。**

- 請負人だけが作業を行うときも、事業者が設置した局所排気装置等の**設備を稼働させる（または請負人に設備の使用を許可する）等の配慮を行うこと**
- 特定の作業方法で行うことが義務付けられている作業については、**請負人に対してもその作業方法を周知すること**
- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業については、**請負人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること**

2 同じ作業場所にいる労働者以外の人に対する措置の義務化

同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）に対しても、**以下の措置の実施が義務付けられます。**

- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業場所については、**その場所にいる労働者以外の人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること**
- 労働者を立入禁止や喫煙・飲食禁止にする場所について、**その場所にいる労働者以外の人にも立入禁止や喫煙・飲食禁止とすること**
- 作業に関する事故等が発生し労働者を退避させる必要があるときは、**同じ作業場所にいる労働者以外の人にも退避させること**
- 化学物質の有害性等を労働者が見やすいように掲示する義務がある作業場所について、**その場所にいる労働者以外の人にも見やすい箇所に掲示すること**

注意事項

重層請負の場合は誰が措置義務者となるか

事業者の請負人に対する配慮義務や周知義務は、請負契約の相手方に対する義務です。三次下請まで作業に従事する場合は、一次下請は二次下請に対する義務を負い、三次下請に対する義務はありません。二次下請が三次下請に対する義務を負います。



作業の全部を請け負わせる場合にも措置が必要となるか

事業者が作業の全部を請負人に請け負わせるときは、事業者は単なる注文者の立場にあたるため、この作業は事業者としての措置義務の対象となりません。

元方事業者が実施すべき事項

労働安全衛生法第29条第2項で、関係請負人が法やそれに基づく命令（今回改正の11省令を含む）の規定に違反していると認めるときは、必要な指示を行わなければならないとされています。今回の改正で義務付けられた措置を関係請負人が行っていない場合は、「必要な指示」を行わなければなりません。

配慮義務の意味

配慮義務は、配慮すれば結果が伴わなくてもよいということではありません。何らかの手段で、労働者と同等の保護が図られるよう便宜を図る等の義務が事業者に課されます。

周知の方法

周知は以下のいずれかの方法で行ってください。

周知内容が複雑な場合等は、①～③のいずれかの方法で行ってください。

- ① 常時作業場所の見やすい場所に掲示または備えつける
- ② 書面を交付する（請負契約時に書面で示すことも含む）
- ③ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録した上で、各作業場所にこの記録の内容を常時確認できる機器を設置する
- ④ 口頭で伝える

請負人等が講ずべき措置

事業者から必要な措置を周知された請負人等自身が、確実にこの措置を実施することが重要です。また、一人親方が家族従事者を使用するときは、家族従事者に対してもこの措置を行うことが重要です。

労働者以外の人にも立入禁止や喫煙・飲食禁止を遵守しなければなりません。

時間外労働の上限規制について

○労働基準法における労働時間の定め
時間外労働・休日労働をさせるためには、36協定の締結が必要です。

🕒 **ポイント**

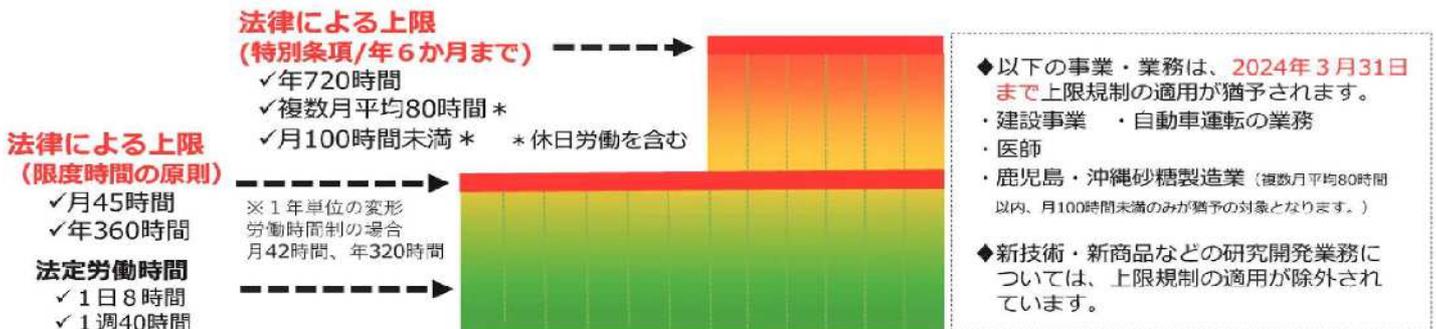
- 労働者が **法律の上限を超える時間（※）** 働く場合にはあらかじめ「時間外・休日労働に関する協定（36協定）」が必要です。
- 中小企業は2020年4月から、36協定で定めることができる時間外労働時間に制限（**時間外労働の上限規制**）ができます。
（大企業は2019年4月から適用されています）

（※）**法律の上限を超える時間**とは



○改正内容
時間外労働の上限が罰則付きで法律に規定されます。さらに、臨時的な特別な事情がある場合にも上回るできない上限が設けられます。

- 今回の改正によって、法律上、時間外労働の上限は原則として**月45時間・年360時間**となり、臨時的な特別な事情がなければこれを超えることができなくなります。
- 臨時的な特別な事情があつて労使が合意する場合（特別条項）でも、以下を守らなければなりません。
 - 時間外労働が年720時間以内
 - 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
 - 時間外労働と休日労働の合計について、「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」が全て1月当たり80時間以内
（1年を通じて常に、2～6か月平均80時間以内にしなければならない）
 - 時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6か月が限度
- 上記に違反した場合には、罰則（6か月以下の懲役または30万円以下の罰金）が科されるおそれがあります。



くわしくは厚生労働省ホームページよりパンフレット『時間外労働の上限規制 わかりやすい解説』をご確認ください。

建設事業については、時間外労働の上限規制の適用猶予措置が終了し、令和6年4月から上限規制が適用されました。

令和6年4月からの規制内容は下表のとおりです。

事業・業務	2024（令和6）年4月1日以降の取扱い
建設事業	災害の復旧・復興の事業を除き、上限規制がすべて適用されます。
	災害の復旧・復興の事業に関しては、時間外労働と休日労働の合計について、 ✓ 月100時間未満 ✓ 2～6か月平均80時間以内 とする規制は適用されません。

就業規則の作成方法、労働関係助成金の活用など「働き方改革」に関連する様々な相談等のお問い合わせ先

名称	所在地	電話番号
みやざき働き方改革推進支援センター	〒880-0805 宮崎市橘通東1丁目8-11 TOKIWA25ビル6階E室	0120-975-264

時間外労働上限規制等に関するお問い合わせ先

名称	所在地	電話番号
宮崎労働局 労働基準部監督課	〒880-0805 宮崎市橘通東3丁目1-22 宮崎合同庁舎2階	0985-38-8834
宮崎労働基準監督署	〒880-0813 宮崎市丸島町1番15号	0985-29-6000 (コールセンター)
延岡労働基準監督署	〒882-0803 延岡市大貫町1丁目2885-1 延岡労働総合庁舎3階	0982-34-3331
都城労働基準監督署	〒885-0072 都城市上町2街区11号 都城合同庁舎6階	0986-23-0192
日南労働基準監督署	〒887-0031 日南市戸高1丁目3番17号	0987-23-5277

事前調査結果の報告が 施工業者（元請事業者）の 義務になります！

2022年4月1日着工の工事から適用

事前調査とは？

- 施工業者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際には、工事の規模、請負金額にかかわらず、事前に法令に基づく石綿（アスベスト）の使用の有無の調査（事前調査）を行う義務があります。
 - 建築物の事前調査は、建築物石綿含有建材調査者または日本アスベスト調査診断協会の登録者が行う必要があります。
- ※2023年10月から着工する工事に適用。ただし、それ以前でも資格者による調査を行うことが望ましいです。



詳しくは都道府県労働局、労働基準監督署へ。厚生労働省のサイト（裏面参照）でも情報を掲載しています。

事前調査結果の報告とは？

- 事前調査は原則全ての工事が対象です。一定規模以上の工事は、あらかじめ、施工業者（元請事業者）が労働基準監督署と自治体（自治体への報告は大気汚染防止法に基づくもの）に対して、事前調査結果の報告を行う必要があります。（対象工事は裏面参照）
- 石綿事前調査結果報告システムを使用すれば1回の操作で労働基準監督署と自治体の両方に報告することができます。

石綿事前調査結果報告システム
<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>

- ※システムは2022年3月に公開予定です。公開までは、事前調査結果の報告制度のページに自動転送されます。
- ※システムの利用にはgビズID（gビズプライムまたはgビズエントリー）が必要です。gビズIDの発行手続きは↓
<https://gbiz-id.go.jp/top/>



石綿事前調査結果報告システム 検索

事前調査結果の報告の対象となる工事・規模基準

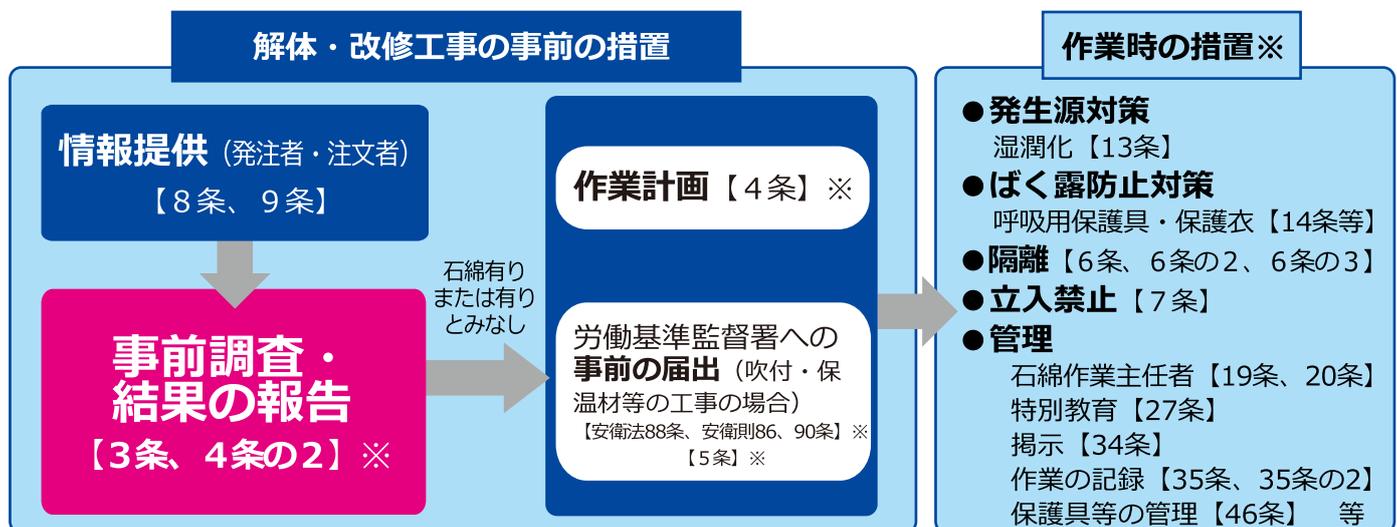
以下に該当する工事は報告が必要です。（石綿が無い場合も報告が必要です。）

工事の対象	工事の種類	報告対象となる範囲
全ての建築物 (建築物に設ける建築設備を含む)	解体	解体部分の床面積の合計が80㎡以上
	改修 (※1)	請負金額が税込100万円以上
特定の工作物 (※3)	解体・改修 (※2)	請負金額が税込100万円以上

- ※1 建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設備工事、塗装や外壁補修等であって既存の躯体の一部の除去・切断・破碎・研磨・穿孔（穴開け）等を伴うものを含みます。
- ※2 定期改修や、法令等に基づく開放検査等を行う際に補修や部品交換等を行う場合を含みます。
- ※3 報告対象となる工作物は以下のものです。（なお、事前調査自体は以下に限らず全て必要です。）
- ・反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）
 - ・配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く）
 - ・焼却設備、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
 - ・発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
 - ・トンネルの天井板、遮音壁、軽量盛土保護パネル
 - ・プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板

事前調査結果を踏まえた工事の実施 (石綿障害予防規則の規制概要)

事前調査の結果、石綿有りの場合（または有りとみなす場合）は、法令に基づく措置が必要となります。適正な石綿飛散防止・ばく露防止措置を行う上で、石綿の有無を判断する事前調査は大変重要です。



特に記載のあるものを除き、条文は石綿障害予防規則を表します。

※は罰則規定のあるもの

詳しくは、石綿総合情報ポータルサイトをご覧ください!!



石綿障害予防規則の概要、法令改正の内容、建築物等の解体・改修工事や石綿の分析に関するマニュアルなど、事業者、作業員、発注者それぞれに向けた情報を掲載しています。

また、事前調査者の講習機関、事前調査結果報告システムについてもこちらでご確認ください。

石綿総合情報ポータルサイト

検索



「石綿総合情報ポータルサイト」は、2021年12月以降リニューアル予定です。

令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます

職場における 熱中症対策の強化について

熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において

**死亡に至らせない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。**

基本的な考え方



現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

1 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ確かな判断が可能となるよう、
① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

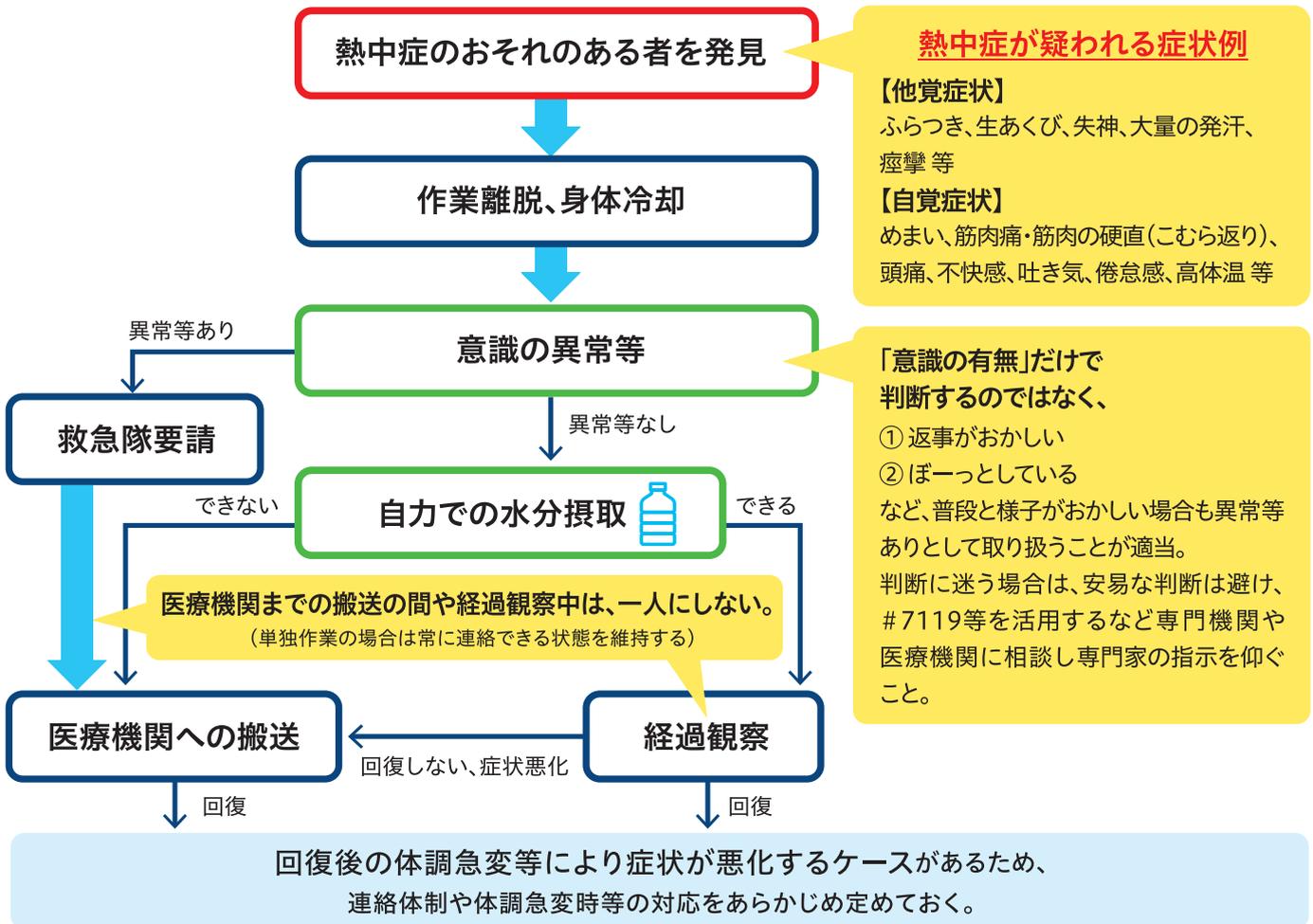
対象となるのは

**「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業**

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講ずることとする。

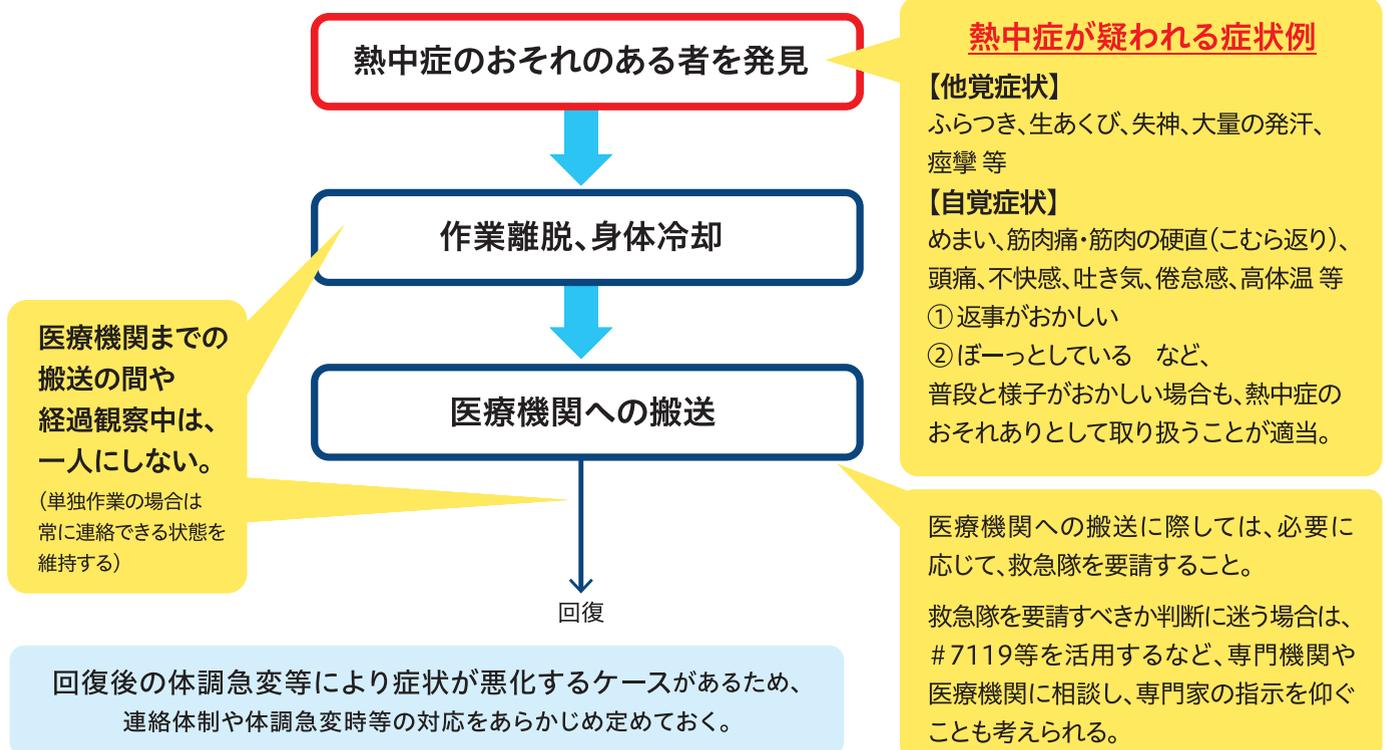
熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



5 県発注工事における留意事項

5_1 県発注工事における下請契約等

宮崎県は、県が発注する建設工事における元請・下請関係の適正化を推進するとともに、県内建設産業の振興を図るため、「宮崎県建設工事元請・下請適正化等指導要綱」及び「宮崎県工事請負契約約款」により、**県工事における元請負人、下請負人の遵守事項等**を定めています。

県発注工事を請け負う場合は、要綱及び約款の趣旨を御理解いただき、以下の事項を遵守していただくようお願いします。

特に、末尾に法令名がある事項については、これに違反することのないよう注意してください。

1 下請業者等の選定

- ① 下請業者の選定に当たっては、次の項目を選定基準としてください。
 - ア 建設業許可が必要な工事については、その建設業許可を受けていること。
 - イ 県から入札参加資格停止を受け、その期間中でないこと。
 - ウ 工事に必要な技術力、労働力、機械器具等を有し、適正な施工が確保できること。
 - エ 財務内容に不安がないこと。
 - オ 労働条件が適正であること。
 - カ 労働者派遣法、労働基準法、労働安全衛生法など関係法令に違反していないこと。
 - キ 暴力団関係者でないこと。
- ② 下請業者は、県内に本店を置く建設業者から選定するよう努めてください。
一次下請業者が県外業者であるときは、下請負人選定理由書（要綱様式第2号、P 136参照）を発注機関へ提出してください。
 なお、下請負人選定理由書の提出の要否については次のとおりです。

下請業者 元請業者	県内業者	県外業者
県内業者	不 要	必 要
県外業者	不 要	必 要

※ 県内業者とは、主たる営業所（本店）が県内にある業者（宮崎県知事許可業者及び大臣本店許可業者）をいう。

※ 県外業者とは、主たる営業所（本店）が県外にある業者（大臣支店許可業者及び任意許可業者）をいい、準県内建設業者を含む。

- ③ 県内産業振興のため、建設資材の購入や建設機械又は仮設機材の賃借等の相手方は、県内に本店を置く者の中から選定するよう努めてください。
 県外の業者から資材を購入した場合は、建設資材購入通知書（P 138参照）を発注機関へ提出してください。

- ④ 元請負人は、原則として、社会保険等未加入の建設業者と下請負契約を締結してはなりません（元請負人が直接契約する下請負契約に限る）。下請負契約を締結する際は、相手方が社会保険等に加入していることを必ず確認してください。未加入の建設業者と下請負契約を締結した場合、入札参加資格停止等のペナルティの対象となります。

なお、社会保険等未加入の建設業者を下請負契約の相手方とすることを発注者が例外的に認めた場合であっても、発注者が指定する期間内に下請負人が社会保険等の届出（加入手続き）をした事実が確認できる書類を提出しなければなりません。

社会保険等の加入についてはP 178～184もご覧下さい。

2 下請契約の締結

- ① 建設工事の全部、主たる部分の工事又は他の部分から独立して機能を発揮する工作物の工事を一括して他人に請け負わせることはできません。

一括下請負に該当するかどうかについては、発注機関の担当監督員に確認してください。（建設業法第22条、契約約款第6条）

- ② 下請契約は、建設工事標準下請契約約款か、これに準拠した内容の下請契約書により締結し、下請業者に書面を交付してください。また、下請契約を変更するときも、下請業者に変更内容を記した書面を交付してください。（建設業法第19条）

- ③ いわゆる歩掛りや一方的な言い値など、取引上の地位を不当に利用した下請契約を締結することはできません。

また、正当な理由なく下請代金を減額することも禁止します。（建設業法第19条の3）

- ④ 下請契約に当たっては、下請業者に十分な見積期間を設定してください。（建設業法第20条）

- ⑤ 元請負人は、契約締結後14日以内に、設計図書に基づいて、工程表及び請負代金内訳書（P 143参照）を提出する必要があります。請負代金内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示しなければなりません。

（契約約款第3条）

3 下請契約の履行

- ① 資材等の購入先を自社又は関連会社に指定するなど、取引上の地位を不当に利用した行為は禁止します。（建設業法第19条の4）

- ② 工程の細部や作業方法などを定めるときは、元請業者だけで決定せず、下請業者の意見を聞かなければなりません。（建設業法第24条の2）

4 目的物の引渡し

- ① 下請業者から下請工事が完成したとの通知を受けたときは、遅くとも20日以内に完成検査を実施してください。（建設業法第24条の4）
- ② 完成検査が終了した後、下請業者から引渡しの申し出があったときは、特約がある場合を除き、直ちに引渡しを受けなければなりません。（建設業法第24条の4）

5 下請代金の支払

- ① 前払金を受けたときは、下請業者に対して資材購入や労働者募集等、下請工事の着手に必要な資金を支払うよう配慮してください。（建設業法第24条の3）
- ② 出来形払を受けたときは、下請業者が施工した出来形部分に応じた下請代金を1月以内に支払ってください。また、完成払を受けたときも同様に、下請業者が施工した完成部分に応じた下請代金を1月以内に支払ってください。
また、下請代金のうち労務費に相当する部分は、現金で支払うよう適切な配慮をする必要があります。（建設業法第24条の3）
- ③ 特定建設業者は、下請業者から目的物の引渡しの申し出があったときから遅くとも50日以内に下請代金を支払ってください。
なお、下請契約に、代金支払に関する規定がないときは、目的物の引渡しの申し出日が支払期日となります。
また、代金支払が50日を超えたときは、遅延利息を支払わなければなりません。（建設業法第24条の6）
- ④ 下請代金は、できる限り現金により支払ってください。やむを得ず代金の一部を手形により支払うときは、手形の期間は**60日以内とし**、できる限り短い期間としてください。

6 建設労働者の雇用条件改善

元請・下請の双方は、労働者の雇用条件改善のため、次の項目を遵守してください。
また、県工事の受注者は、すべての下請業者が次の事項を遵守するよう指導に努めてください。

- ア **建設労働者の雇入れに当たっては、適正な労働条件を設定するとともに、労働条件を明示し、雇用に関する文書の交付を行ってください。**
- イ 賃金は、支払期日に労働者に直接現金で支払ってください。
- ウ 労働時間の管理を適正に行い、休日の確保や労働時間の短縮に努めてください。
また、定期的に労働者の健康診断を実施してください。
- エ 労働者の安全衛生教育を徹底してください。
また、事業者も工事現場の安全衛生対策を徹底してください。

オ 労災保険や雇用保険に加入し、保険料を適正に納付するとともに、社会保険の適用を受けない労働者についても、国民健康保険や国民年金の加入を徹底してください。

カ 工事事故が発生したときは、速やかに労働基準監督署等に届け出るとともに、県（発注機関）に報告してください。

7 下請状況報告

消費税を含む落札額（＝当初契約額）が1千万円を超える方は、県から完成払を受けてから1か月以内に、下請工事に関する状況報告書（要綱様式第1号）を提出してください（P141参照）。

当初契約額が1千万円を下回るときは、報告の必要はありません。

8 下請苦情相談窓口

県では、県発注の建設工事について下請苦情相談窓口を設置し、元請・下請関係の苦情相談を受け付けています。

窓口の設置場所、受付時間は次のとおりです。

設置場所 県土整備部管理課建設業担当（電話 0985-26-7176）
西臼杵支庁総務課、各土木事務所総務課

受付時間 開庁日の午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで

※建設業者ホットラインも開設しております。（P122参照）

設置場所 県土整備部管理課建設業担当内（0985-26-7050）

受付時間 開庁日の午前10時から正午まで、午後1時から午後4時まで

9 その他

① 下請契約を締結するときは、下請業者に対してこの文書を交付し、2次下請、3次下請においても元請・下請関係の適正化に努めるよう指導してください。

② 上記の遵守事項のうち、法令により定められたものについては、これに違反すると建設業法に基づく監督処分及び指名停止を受けることがありますので、十分注意してください。

③ 「宮崎県建設工事元請・下請適正化等指導要綱」及び「宮崎県工事請負契約約款」は、西臼杵支庁又は各土木事務所、県庁ホームページで閲覧できます。

下請工事に関する状況報告書

許可番号
 主たる営業所の所在地
 商号又は名称
 代表者氏名

当社が受注した県工事について、下記のとおり報告します。

1 元請工事の概要

工事名	
請負金額(最終契約額)	千円
工期(契約工期)	年 月 日 ~ 年 月 日

2-1 下請に出した工事の概要

許可番号	商号	県内・県外の別	施工部分の内容	下請代金(千円)	契約方式(※)
		県内・県外			
合 計		県内件数	県内		
		県外件数	県外		

※契約方式(次から選択し、番号を記入してください)

- 1 基本契約 2 個別契約 3 注文書、請書 4 口頭契約

2-2 下請代金等の処理状況

(1)元請業者の受入状況

前 払 金		出 来 形 払		完 成 払	
受入年月日	年 月 日	受入年月日	年 月 日	受入年月日	年 月 日
		受入額	千円		
		受入年月日	年 月 日		
受入額	千円	受入額	千円	受入額	千円
		受入年月日	年 月 日		
		受入額	千円		

(2)下請業者への支払状況

許可番号	商号	前払金			出来形払			完成払		
		支払額(千円)	うち手形払(千円)	期間	支払額(千円)	うち手形払(千円)	期間	支払額(千円)	うち手形払(千円)	期間
合 計										

3 建設資材等の状況

資材名	利用先業者名	県内・県外の別	支払額(千円)	うち手形払(千円)	期間
		県内・県外			
合 計	県内件数	県内			
	県外件数	県外			

- 備考
- この報告書は、当初契約額が1千万円以上の場合に提出すること。
 - 完成払いを受けた日から1か月以内に提出すること。
 - 記入欄が不足するときは、欄を適宜追加すること。

〇〇土木事務所長 殿

請負者 主たる営業所の所在地 宮崎市橘通東2丁目10番1号
 商号又は名称 株式会社 みやざき建設
 代表者氏名 宮崎 太郎

下請負人選定理由書

県外に営業上の本店を置く建設業者を下請負人に選定した理由について、下記のとおり報告します。

記

- 1 工事名 令和〇年度国改築第1-1号道路改良工事
 2 工事場所 宮崎市大塚町浜川田
 3 契約年月日 令和〇年〇月〇日
 4 工期 自 令和〇年 〇月 〇日
 至 令和〇年 〇月 〇日
 5 請負代金 金30,000,000円

6 下請負の内容

工事の種類	土木一式工事
工事の内容	地盤改良工
下請予定額	金6,000,000円

7 選定理由

下請負人の商号又は名称	〇×土木株式会社
主たる営業所の所在地	東京都新宿区西新宿△-〇
建設業許可番号	国土交通大臣 知事 許可(般-2)第 〇〇〇 号
資格要綱に基づく等級	土(A)建()ほ()管()電()
下請負人に選定した理由	<p>上記建設業者は鹿児島県で地盤改良工事を終えたばかりであり、福岡県から搬入した重機が安価で利用できるとの情報を得た。 このため、他社からの見積書より20%程度工事費が削減できるため、上記建設業者を選定することとした。</p>

備考 1 不要な項目は消すこと。

備考 2 下請負人に選定した理由欄には、他社との相見積の状況、特殊工法に関する施工能力、特殊機械の保有状況等を具体的に記載すること。

様式第3号（約款第7条の2関係）

建設資材購入通知書			
工 事 名	第 号	工 事	
工 事 場 所	線 郡 町 川 港 市 村 大字		
工 期	自 年 月 日	至 年 月 日	
請負代金額	一金	円	
購 入 資 材 の 内 訳			
購入先の商号 又は名称	購 入 資 材 名	購 入 金 額（千円）	県外業者から購入した理由
<p>上記のとおり、県内に営業所を有しない者から資材を購入したので通知します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">受注者 住 所 商号又は名称 代表者氏名</p> <p>発注者 殿</p>			

5.2 建設工事現場における安全確保

建設工事現場における安全確保につきましては、機会あるごとに注意を喚起しているところですが、依然として労災事故の発生が後を絶ちません。

建設業は、大型機械を使用する作業や危険物の取扱いが多く、事故が工事関係者だけでなく一般県民等にも及ぶ可能性も高いことから、他の業種にもまして、安全管理の徹底が求められるところであります。

については、工事の施工手順の再確認や作業員等への安全教育の徹底など、工事施工中の安全管理について万全を期するよう改めて周知徹底をお願いします。

【事故が起こった場合の報告】

万が一労災事故等が発生した場合には、労働基準監督署、警察署への届出はもちろんのこと、県への報告もお願いしています。

県発注の建設工事等で事故が起きた場合には、発注機関に対し報告することとなっておりますが、県発注以外の工事についても、県の入札参加資格の認定を受けた建設業者が関係する工事については、公共工事・民間工事、又は元請・下請の別を問わず、事故現場を所管する土木事務所（西臼杵支庁）に対し報告をしてください。

〈県発注工事〉

事故の当事者が元請・下請の区別なく

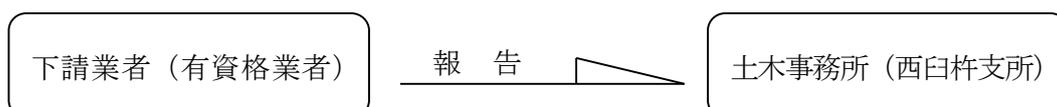


〈県以外の公共工事、民間工事〉

元請が有資格業者の場合、事故の当事者が元請・下請の区別なく



元請は有資格業者ではないが、事故の当事者である下請が有資格業者の場合



5_3 建設業退職金共済の取扱い

■ 共済証紙の交付を徹底してください

県発注の工事については、受注の都度、共済証紙を購入いただき、自社の対象従業員ほか下請先の作業員へ、もれなく交付してもらうこととなっています。

また、建設業退職共済証紙の購入に関しては、「宮崎県土木工事共通仕様書」において掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内に監督員を通じて発注者に提出することとなっています。

県工事に関する掛金収納書の額が以下に掲げる計算方式により算出した金額を満たさない場合、掛金収納書のほか理由書を提出してください。
理由書の様式については次ページを参照。

基準(購入目安)金額の計算方法(例)

契約金額(税込み)60,000千円の道路改良工事の場合(労働者の加入率70パーセント)

$$60,000,000円 \times 3.1/1000 = 186,000円$$

※下記の表は、総工事費に占める共済証紙代金の割合について、「労働者延べ就業予定数」の7割が建退共の被共済者であると仮定して算出したものです。

この表を実際に活用する際には、下記に、 $[\text{対象工事における労働者の加入率}(\%) / 70\%]$ を乗じた値を参考としてください。

総工事費	工事種別		舗装	橋梁等	隧道	堰堤	浚渫・埋立	その他の土木
	1,000 千円 ~	9,999 千円						
1,000 千円 ~	9,999 千円	3.5/1000	3.5/1000	4.5/1000	4.1/1000	3.7/1000	4.1/1000	
10,000 千円 ~	49,999 千円	3.3/1000	3.2/1000	3.6/1000	3.8/1000	2.8/1000	3.6/1000	
50,000 千円 ~	99,999 千円	2.9/1000	2.8/1000	2.8/1000	3.1/1000	2.7/1000	3.1/1000	
100,000 千円 ~	499,999 千円	2.3/1000	2.1/1000	2.1/1000	2.5/1000	1.9/1000	2.3/1000	
500,000 千円 以上		1.7/1000	1.6/1000	1.9/1000	1.8/1000	1.7/1000	1.8/1000	

総工事費	工事種別		住宅・同設備	非住宅・同設備	屋外の電気等	機械器具設置
	1,000 千円 ~	9,999 千円				
1,000 千円 ~	9,999 千円	4.8/1000	3.2/1000	2.9/1000	2.2/1000	
10,000 千円 ~	49,999 千円	2.9/1000	3.0/1000	2.1/1000	1.7/1000	
50,000 千円 ~	99,999 千円	2.7/1000	2.5/1000	1.8/1000	1.4/1000	
100,000 千円 ~	499,999 千円	2.2/1000	2.1/1000	1.4/1000	1.1/1000	
500,000 千円 以上		2.0/1000	1.8/1000	1.1/1000	1.1/1000	

建退共からのお知らせ

独立行政法人勤労者退職金共済機構
建退共 宮崎県支部

■元請・下請業者の証紙交付に係る注意事項

証紙交付に関しては、元請・下請業者より以下の事例が報告されております。必ず適切な対応をお願いします。

(元請業者から下請業者への事例)

- ・就労日数に応じた証紙を交付しない。
- ・下請業者に証紙交付に係る支給辞退を強いる。

(下請業者から元請業者への事例)

- ・就労日数以上の証紙を請求する。

また、下請業者は月毎に、就労状況報告書等による証紙請求を行い、元請業者はそれに応じた証紙枚数を交付してください。

元請業者は、これまで慣用的に用いられていた「辞退届」は使用せず、「建設業退職金共済制度加入労働者数報告書(建退共事務受託様式第6号)」を用いて、建退共制度対象労働者数の把握に努めてください。

■建設業退職金共済事業加入・履行証明願について

令和4年4月1日受付分から新基準が適用されています。被共済者の就労日数を正確に把握し、証紙の貼付や退職金ポイントの充当、手帳の更新を行っていただきますようお願いいたします。

なお、共済手帳受払簿と共済証紙受払簿の様式が新しくなっております。ホームページよりご確認ください。

■建退共退職金額早見表

退職金額はおおよそ下の表のとおりとなっております。

年数(月数)	掛金総額(円)	退職金額(円)
1年(12月)	80,640	24,192
2年(24月)	161,280	161,280
5年(60月)	403,200	414,087
10年(120月)	806,400	893,559
20年(240月)	1,612,800	1,933,479
30年(360月)	2,419,200	3,038,919
40年(480月)	3,225,600	4,268,007

※(1)この早見表は、現行の予定運用利回り及び掛金日額320円により、共済証紙と退職金ポイントの252日分を1年と換算して計算した退職金の額です。

(2)掛金納付月数が12月以上24月未満の遺族請求の場合、退職金額は掛金相当額となります。

(3)320円になる前から掛金を掛けている人の退職金は、それぞれの掛金日額、予定運用利回りに応じて、別に計算されます。

(4)退職金額は、予定運用利回り及び掛金日額が見直されることにより変動することがあります。

建退共事業本部・宮崎県支部のホームページにも連絡事項等を掲載しておりますので、ご覧ください。

建設業退職金共済事業本部 <https://www.kentaikyotaisyokukin.go.jp/>

建退共宮崎県支部 <http://kentaimityazaki.com/>

建設業退職金共済証紙購入理由書

発注機関の長 殿

受注者

商号又は名称

代表者名

対象工事名	
証紙購入目安金額	総工事費 () 千円 × (/1000) =
証紙購入金額	

証紙購入目安金額 = 総工事費 (税込) × 業種と金額による割合

当社は以下の理由により、目安となる共済証紙購入金額より少ない額となりました。

- 1 手許にあった共済証紙を従業者に配布する(した)ため。
- 2 目安に示されている以下の証紙購入分で実際に工事に従業した者すべてに交付することができる(た)ため。
- 3 その他 理由:

※ 該当する事項に○印を付けてください。

※ 共済証紙受払簿の写しも必ず添付してください